

国保税、介護保険料値上げ中止と政府への意見書を求める陳情

討論要旨 榊原利宏議員

まず、国保税の値上げ中止についてであります。

2021年度以降3年連続で、県の示す標準保険料率に到達する目標で値上げが行われてきましたが、今年度に示された料率が高過ぎて1年先送りにされ、来年度も値上げ必至となっております。

一方、年金をはじめとする被保険者の収入はどうか。厚生労働省によれば、公的年金支給額は2021年度はマイナス0.1%、2022年度はさらにそこから0.4%引下げです。年金保険料を納める現役世代の賃金が減ったため、引下げは2年連続となっております。今年度は3年ぶりにプラス改定ですが、国民年金では満額でも前年度からの増額はわずか1,434円の6万6,250円、厚生年金でも4,889円増額の22万4,482円であり、いずれも昨今の物価高騰には到底追いついておりません。

その中で、改めて本市の国保税に目を向けると、世帯当たり国保税は値上げ前の20年度15万2,466円から23年度には16万4,448円に、額にして1万3,982円、率にして107.9%の増税となり、所得に占める保険料の割合も10.3%から10.59%に増加しました。中小企業のサラリーマンの医療保険である協会けんぽが7.5%程度ということと比べると、大変重い負担であります。国保加入者の所得は被用者保険と比較して大変低く、これ以上の値上げは生活を破壊しかねないものであります。

介護保険では、来年度は保険料改定の年に当たります。本市は既に保険料から積み立てた介護給付費準備基金の総額を保険料抑制に活用する方針を取っていますが、次期の3年間は給付の伸びが予測されるため、保険料は上げられる危険が高くなっています。

しかし、ここは何としても値上げを抑えるべきです。先日の福祉文教委員会でも指摘をしましたが、本市は、介護保険料とサービスの量との関係について、第9期アンケート調査では、介護保険料の額は介護サービスの利用量によって決まります、このため施設が増えたり、介護サービスが充実するなどして利用量が増えると保険料も増加することになりますと、保険料と給付サービスの関係をこのように規定しております。そして、アンケートは、このことを踏まえ、介護保険料と介護サービスの関係について、あなたのお考えに最も近いものは次のうちどれですかと市民に問うております。

回答者の選択肢は、次の4択であります。これは65歳以上の一般高齢者への質問であります。

選択肢の1つは、介護保険料が多少高くなっても利用できる介護サービスが充実できればよい、こう答えた方が20.8%。2つ目は、利用できる介

護サービスを多少押さえても、介護保険料は低いほうがよい、こう答えた方が24.4%。そして、3つ目に、どちらとも言えないといった方が49.7%であります。無回答が5.1%あります。

結果は、どちらとも言えないが約半数で最多であります。まさに選びよ
うのない選択肢を市民の皆さんに問うている。市民の皆さんの願いは、保
険料は低く、サービスは十分にあるということではないでしょうか。

そして、問題は、実際の介護保険制度では、特養入所が要介護1から
だったのが、原則要介護3以上になるなど、保険料は高くなるが、サービ
スの量は削減をされているという状態になっておることです。市の言う保
険料とサービスの量の関係は事実に基づいていないということになります。
ならば、保険料の引上げはやめるべきです。むしろ市の言い分に基づけば、
サービスが減っているのだから保険料は引き下げろということになります。

このことから、到底保険料の値上げは認められません。本市は何として
も値上げを回避する努力を行うべきです。

また、報道によれば、介護保険利用料の2割負担の対象拡大は2027年
度までに結論を得るとい、3度目の先送りをされたということでありま
す。利用抑制を懸念する世論の前に、実施決定できなかつたのであります。

しかし、政府はまだ諦めておりませんし、介護老人保健施設の部屋代を
無料から有料にする、対象室の部屋代を無料から有料にする計画もありま
す。こうした国民負担増への批判の意見書を議会からも上げていくべきと
考えます。

以上から、本陳情に賛成し、採択を求めるものであります。